明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二六）　一

〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件（財務・農林水産・経済産業九）　四
○肥料の登録を失効した件（農林水産一四八九）　一〇
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一四九〇）　一五

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一九
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社）関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五一

省令

○厚生労働省令第百二十六号

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第二十八条第一項及び第三十二条の規定に基づき、児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令

児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。